

令和4年7月14日

『いば旅あんしん割』の実施期間の延長について

7月14日（木）宿泊分を期限としていた「いば旅あんしん割」の実施期間を8月31日（水）まで延長します。

なお、当制度への参加事業者（宿泊事業者、旅行業者、クーポン加盟店）を下記2のとおり引き続き募集しておりますので、実施期間の延長と併せ、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 実施期間の延長について

8月31日（水）宿泊分（9/1チェックアウト分）まで延長します。

延長前期限	延長後期限
7月14日（木）	8月31日（水）

2 参加事業者の募集について

当制度へ参加する宿泊事業者、旅行業者、クーポン加盟店を引き続き募集しています。

（1）参加条件**①宿泊事業者**

県内の旅館業法の許可または住宅宿泊事業法の届出施設。

※風営法の第2条第6項に規定される施設は除く

②旅行業者

「いば旅あんしん割」の支援対象地域に所在する旅行業法の登録を受けている営業所。

③クーポン加盟店

県内の地域団体（商工会連合会、商工会議所、観光協会、ホテル旅館生活衛生同業組合、バス協会、タクシー協会等）の会員である事業者の県内の店舗。

※風営法の許可・届出の対象となる営業（酒類提供飲食店営業を除く）を営む店舗は除く

（2）参加申込方法**①宿泊事業者・旅行業者**

公式ホームページに掲載している所定の申請書を「いば旅あんしん割事務局」へ提出。

②クーポン加盟店

公式ホームページ内の申請フォームから申込。

<参加申込に係る問い合わせ先>

「いば旅あんしん割事務局」 公式ホームページ：<https://ibatabi.jp/>

住所：〒310-0015 水戸市宮町2-4-33 小林ビル2階

電話：029-225-1016（平日9:30～17:00）

【参考】「いば旅あんしん割」の概要

(1) 対象期間

令和4年8月31日(水) 宿泊分(9/1チェックアウト分)まで

(2) 支援対象地域(7/14現在)

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県

(3) 利用条件

「ワクチン接種済(3回)」又は「検査で陰性」を条件

(4) 支援内容

茨城県内の日帰り又は宿泊旅行を割引支援(宿泊は同一旅行で2泊分まで)

日帰り又は宿泊旅行 1人(1泊)当たり	割引支援額	クーポン券
10,000円以上	5,000円	2,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円	
3,500円以上6,000円未満	1,500円	
3,000円以上3,500円未満	1,500円	1,000円

【本件に関するお問い合わせ先】

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッションG

担当 : 長谷川、小川 電話 : 029-301-3622 FAX: 029-301-3629

「いば旅あんしん割」公式ホームページ <https://ibatabi.jp/>